

# こぶし

2020年度 第2号 2020年11月11日  
高知大学教職員組合中央執行委員会機関紙  
朝倉・物部地区内線 1159 外線 844-1489  
[E-mail:union@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:union@mb4.seikyoku.ne.jp)  
<http://kuunion.cocolog-nifty.com/>



## 団体交渉の申し入れを行いました

11月4日、高知大学教職員組合は以下の内容の団体交渉を大学側に申し入れました。申し入れ内容の全文は、グループウェア（ガルーン）内の「掲示板」→「教職員組合掲示板」の中の11月5日の投稿、および組合ブログ（11月5日）にも掲載しているので、ぜひご覧ください。 \*ブログのQRコードはこちらです→



団体交渉での申し入れ事項

1. コロナ対応
2. 労働条件
  - 1) 定年一律 65 歳
  - 2) 無期転換問題
  - 3) 人事院勧告への対応
  - 4) 非常勤職員の処遇
  - 5) 長時間労働問題
    - (1) 教員
    - (2) 事務系職員
  - 6) 教員人事再開
  - 7) 看護職員の業績評価問題
3. 職場環境
  - 1) ハラスメント対策について
  - 2) 男女共同参画
  - 3) ダイバーシティへの対応について
  - 4) 復職支援について
  - 5) 車両入構有料化問題
4. がんばる教職員の支援拡充
5. 軍事研究



組合ではこの間、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に関する質問（10月7日）と故中曾根康弘元首相合同葬儀の弔意表明についての質問（10月19日）を提出し、それぞれ10月20日と10月21日に回答を得ました。以下に掲載します。

### 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

1. 高知大学では新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の申請を行っているのかどうかご教示ください。また、申請の対象となる職員の範囲もご教示ください。

（回答）

申請は、令和2年9月29日に行いました。

給付対象者は、患者と接する医療従事者や職員で、対象期間（高知県における新型コロ

ナウイルス感染症患者1例目発生日である2月28日から6月30日までの間に10日以上  
の勤務実績がある者と厚生労働省から示されています。

2.申請をしている場合、医療従事者への給付はいつになるのかご教示ください。また、申  
請していないのならば、なぜそのように判断したのかご教示ください。

(回答)

高知県が申請内容を確認後、慰労金が大学に交付されます。医療従事者への慰労金の給  
付は、交付月の翌月に支給する予定です。

### 故中曽根康弘元首相合同葬儀

質問：10月17日の内閣と自民党による故中曽根康弘元首相の合同葬儀に合わせ、文部科学  
省が国立大学などに弔旗の掲揚や黙祷して弔意を示すことを求める通知を発したと承知  
しています。このことについて高知大学ではどのような対応をとったのかご教示くださ  
い。

回答：本学の対応について

1. 令和2年10月14日に「「故中曽根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における  
弔意表明について（通知）」（令和2年10月13日文部科学事務次官通知）を、グル  
ープウェア掲示板（教職員用掲示板（文科省等からの通知等（総務部関係）））に掲示  
しました。
2. 令和2年10月17日13時40分から14時40分の間、朝倉キャンパス本部管理棟1階  
玄関（建物内）に弔旗を掲揚しました。



故中曽根康弘元首相の合同葬儀に関しては11月9日に以下の内容の要望書を提出しまし  
たのであわせて掲載します。

私たちは大学の上記の対応には次の3つの問題があると考えています。

第一に、法人化された国立大学は国の機関ではなく、教職員も公務員ではありません。し  
たがって文部科学省が国の機関宛ての通知を国立大学に送付することはそもそもおかしいの  
であり、また、国立大学が構成員にそのような通知を周知する必要もなかったはずで  
す。

第二に、今回の葬儀は政府単独ではなく、自由民主党という特定の政党との合同葬  
でした。このような葬儀について大学に弔意を表明するように求めることは、教育基本  
法14条2項が禁ずる特定の政党を支持する活動に該当し、同法16条1項で明記され  
た「不当な支配」にあたる可能性があります。また、弔意の表明は本来個々人の判断  
に委ねられるべきものです。したがって、弔意の表明を求める通知を教職員に周知す  
ることは憲法19条が保障する思想・信条の自由に関わる問題であり、不適切だ  
ったと考えます。なお今回、鹿児島大学、愛知教育大学、熊本大学、琉球大学など  
は弔旗の掲揚などを実施しませんでした。

第三に、今回は休日である土曜日に弔旗掲揚をするために出勤を命じられた教職員  
がいたはずであり、本来不必要だった労働を強いたという点も不適切であったと考  
えます。

以上の理由から、今回のような場合において、教職員への通知の周知や、弔旗掲揚  
などの対応を今後一切行わないことを求めます。